

省エネコミュニケーション・ ランキング制度の概要

資源エネルギー庁
省エネルギー課

省エネコミュニケーション・ランキング制度の概要

- エネルギー小売事業者（電気、都市ガス、LPガス事業者）が実施している省エネに関する一般消費者向けの情報提供や、サービスの充実度について評価しランキングする制度（**省エネコミュニケーション・ランキング制度**）を令和3年度の試行運用を経て、**令和4年度より本格運用を開始**。
- 一般消費者に電力・ガス会社を選択する際の参考にしていただき、**提供された省エネ情報を元により一層の省エネに取り組んでいただくこと**、また、**エネルギー小売事業者による更なる情報提供を促すことを目的**としている。
- ランキングは得点率によって**★1～★5の5段階で、エネルギー種ごとにランク分け**され、各エネルギー小売事業者のランク水準は資源エネルギー庁ホームページで公表する。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/ranking/



配点	ランク水準（得点率）
■ 小売電気事業者 基礎点：90点 加点：50点	★★★★★：90%以上 ★★★★☆：70%以上90%未満 ★★★☆☆：50%以上70%未満 ★★☆☆☆：30%以上50%未満 ★☆☆☆☆：10%以上30%未満
■ 都市ガス小売事業者、LPガス小売事業者 基礎点：90点 加点：40点	

【参考】エネルギーの使用の合理化等に関する法律

（一般消費者への情報の提供）

第六十一条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者は、**消費者のエネルギーの使用状況に関する通知**、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示**その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。**

2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する措置につき協力を行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（電気の需要の平準化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の電気の需要の平準化に係る機能の表示**その他一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する措置の実施に資する情報を提供するよう努めなければならない。**

【参考】一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。
 - (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
 - (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
 - (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
 - (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供
 - (5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
2. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供するように努めるものとする。
3. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供するように努めるものとする。
4. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
 - (1) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
 - (2) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
 - (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

評価項目及び配点（小売電気事業者）

合計：140点満点

提供方法 提供内容		基礎点 (指針で規定)		加点					
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他		
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 <input type="checkbox"/> 提供の有無： 15点×5項目 =75点 <input type="checkbox"/> 集約性：15点		加点【10点】 <input type="checkbox"/> 実施の有無： 5点×2項目 = 10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点		加点【15点】 <input type="checkbox"/> 工夫の有無： 10点 <input type="checkbox"/> 閲覧率の 測定：5点		加点【5点】 <input type="checkbox"/> 実施の有無：5点	
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金								
	指針1.(3)機器の使用法の工夫 による削減量及び削減額								
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度								
	指針2. 類似世帯比較								
加点	追加項目1. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見る化した情報	加点【15点】 <input type="checkbox"/> 提供の有無： 4点×3項目 = 12点 <input type="checkbox"/> 集約性： 1点×3項目 = 3点		加点【15点】 <input type="checkbox"/> 工夫の有無： 10点 <input type="checkbox"/> 閲覧率の 測定：5点		加点【5点】 <input type="checkbox"/> 実施の有無：5点			
	追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費 (デマンドレスポンス等)を促す情報								
	追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報								
	指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者 の創意により実施する一般消費者が行うエネ ルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】 <input type="checkbox"/> 提供の有無：5点							

評価項目及び配点（都市ガス及びLPガス小売事業者）

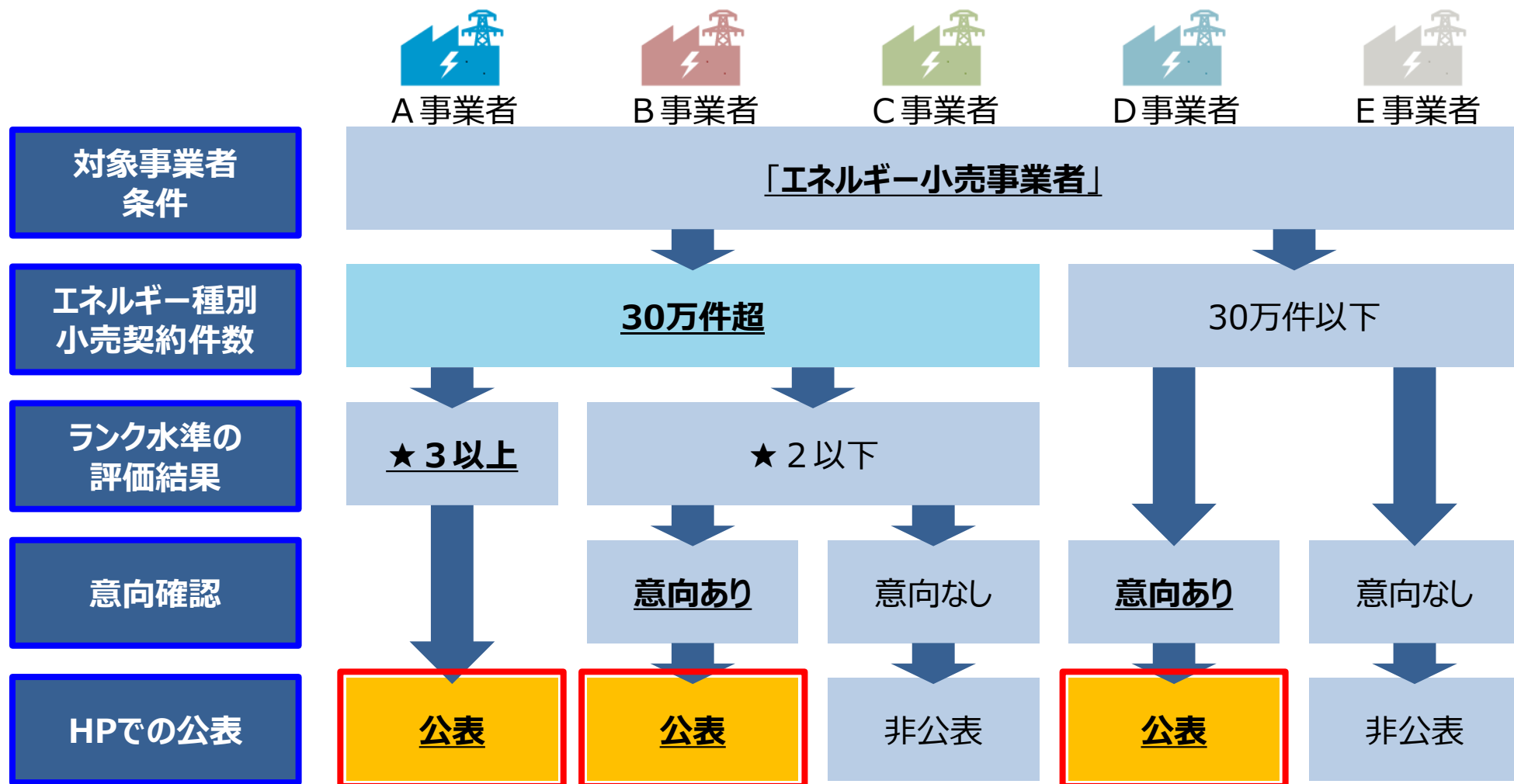
合計：130点満点

提供方法 提供内容		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性：15点		加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目=10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点	
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用方法的工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見える化した情報	加点【5点】 ○提供の有無： 4点×1項目=4点 ○集約性： 1点×1項目=1点					
	追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費 (デマンドレスポンス)を促す情報 対象外						
	追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報						
	指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者 の創意により実施する一般消費者が行うエネ ルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】 ○提供の有無：5点					

資源エネルギー庁ホームページで評価結果が公表される事業者

● 以下に該当するエネルギー小売事業者の評価結果は、資源エネルギー庁ホームページで公表される。

- ① エネルギー種別小売契約件数が30万件超であり、ランク水準が★3以上
- ② エネルギー種別小売契約件数が30万件超であり、ランク水準が★2以下でランク水準の公表を希望
- ③ エネルギー種別小売契約件数が30万件以下であり、ランク水準の公表を希望



【参考】省エネコミュニケーション・ランキング制度のロゴ

●ロゴの運用について、下記のように定める。

表示場所：資源エネルギー庁のホームページ、料金比較サイトのホームページ、各エネルギー小売事業者のホームページや紙媒体（チラシ、サステナビリティレポート等）

表示方法：ロゴの周辺に**評価年度**（和暦、西暦いずれでも可）及び**エネルギー種別**（電気、都市ガス、LPガス）を**あわせて記載**

その他：ロゴを表示するホームページ内、紙媒体の場合には巻末等に本制度の概要に関する説明を記載する、又は制度概要を掲載している資源エネルギー庁ホームページのURLを付記することが望ましい

<ロゴの表示例>

(例1) 省エネコミュニケーションランキング制度における当社の評価（2022年度、電気）



(例2)

※上記は、省エネコミュニケーションランキング制度における当社への評価を示すものです。（令和5年度、都市ガス）

<ロゴの説明記載例>

(例1)



このラベルは、資源エネルギー庁が実施する「省エネコミュニケーションランキング制度」における評価結果を示すものです。

同制度は、エネルギー小売事業者による省エネ情報・サービスの提供状況を評価し、評価結果を5段階（★の数）で表示しています。

(例2)



このラベルは、資源エネルギー庁が実施する「省エネコミュニケーションランキング制度」における評価結果を示すものです。

同制度の詳細は、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。

・資源エネルギー庁 ホームページ
<https://www.enecho.meti.go.jp/XXX/YYYY/>